平成２３年（フ）第４号
福岡県みやま市瀬高町小川1250番地１
破産者　小松　清美
１　決定年月日　平成23年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第１１４０号
札幌市手稲区前田11条10丁目１番23号　ハイム佐藤１Ｆ
破産者　久保田　茂
１　決定年月日　平成23年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５９９号
札幌市西区発寒３条５丁目７番12号　レオン発寒南102号
破産者　西口　和夫
１　決定年月日　平成23年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８６号
釧路市新橋大通３丁目１番141号　ノースコート新橋Ⅱ―141号
破産者　河村　陽子
１　決定年月日　平成23年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２５号
岩手県奥州市水沢区神明町１丁目６番８号―１号
破産者　及川沙緒里
１　決定年月日　平成23年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第２６５号
宮城県栗原市築館字下宮野岡田59番地１
破産者　千葉　勝喜
１　決定年月日　平成23年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１４０号
山形市大字下椹沢478番地の１
破産者　遠藤信太郎
１　決定年月日　平成23年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０４号
山形県東根市神町西１丁目３番44号、開始決定時の住所山形県村山市楯岡新町３丁目19番23号
破産者　羽柴　義信
１　決定年月日　平成23年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０５号
山形県東根市神町西１丁目３番44号、開始決定時の住所山形県村山市楯岡新町３丁目19番23号
破産者　羽柴　昭子
１　決定年月日　平成23年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１０号
山形市江南４丁目14番19号
破産者　伊藤　美一
１　決定年月日　平成23年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０８号
川崎市宮前区東有馬１丁目４番63号　サイレントヒルズ102
破産者　保坂ふじ江
１　決定年月日　平成23年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２９０号
川崎市幸区小向西町３丁目23番地　カーサミアＫ―103
破産者　潮屋　純一
１　決定年月日　平成23年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３７４号
川崎市中原区市ノ坪682ヴェルデ市ノ坪101号、住民票上の住所川崎市中原区上平間673番地
破産者　渡辺　和雄
１　決定年月日　平成23年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３７５号
横浜市港北区下田町６－４－２－２、住民票上の住所川崎市中原区上平間673番地
破産者　渡辺ミチ子
１　決定年月日　平成23年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１１０８号
名古屋市天白区植田本町３丁目1302番地　植田中央パーク・ホームズ307号
破産者　ＫＩＴＡＧＡＷＡこと　北川　悟志
１　決定年月日　平成23年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３５３号
愛知県瀬戸市ゆりの台32番地
破産者　山内　浩康
１　決定年月日　平成23年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４１５４号
大阪府吹田市岸部北５―46―１　グランデージ千里105号、住民票上の住所大阪府吹田市樫切山２番16―102号
破産者　川畑　則行
１　決定年月日　平成23年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３７６号
京都市右京区嵯峨天龍寺北造路町22番地の54
破産者　池上　宏一
１　決定年月日　平成23年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４０９号
大阪市大正区三軒家東１丁目20番20号　株式会社ビルダ寮319号、前住所大阪市淀川区塚本４丁目４番16号
破産者　竹田　眞敏
１　決定年月日　平成23年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部